

中小企業プロモーション支援事業（強化支援）支援企業紹介動画制作業務委託仕様書

1 件名

中小企業プロモーション支援事業（強化支援）支援企業紹介動画制作業務委託

2 目的

東京都中小企業振興公社（以下、「公社」という。）が実施する中小企業プロモーション支援事業（以下、「当事業」という。）の支援企業の紹介動画制作を行うことで、当事業の認知度向上を図るとともに、都内中小企業の利用促進を図ることを目的とする。また、支援企業には動画制作におけるプロセスを学ぶ機会とする。

3 委託内容

（1）共通を踏まえて、（2）構成の動画を制作すること。

（1）共通

ア 想定される映像の使用について

（ア）公社のホームページやYouTubeなどの媒体

（イ）当事業が出展する展示会、第90回ギフト・ショー・秋（以下「ギフト・ショー」という。）やCEATEC 2020 ONLINE、第25回機械要素技術展などにおける、プロジェクターやデジタルサイネージ等

イ 撮影を行う事業者等への取材調整

- ・支援企業等へ連絡を行い、（取材の趣旨を説明し了解を得た上で）撮影のスケジュールなどを調整する。日時・場所等の調整結果及び現状を適宜公社へ報告する。
- ・取材場所は、原則として東京都内とする。
- ・取材回数は、1社あたり1～2回程度とする。

ウ 動画素材の撮影、収集及び整理

- ・動画制作に向けて、支援企業へのインタビュー、その他必要な動画素材の収集を行い、必要な動画を抽出して素材の整理を行う。
- ・撮影スタッフは、複数名体制で行うこととし、撮影においては、ディレクターが適切な現場演出を行う。
- ・撮影にかかる機材は本仕様に適した品質を担保できる機材を使用する。

エ 編集

- ・動画素材等をもとに編集を行う。適宜、演出（コンピュータグラフィックス（CG）、ナレーション、テロップ、BGM・効果音等を適宜、作成及び付加）し、公社の確認を受ける試写（編集確認）を実施する。
- ・BGM、効果音を使用するときは、著作権は無料素材のものを選択すること。万が一、費用等が発生する場合は、受託者の責任において著作権や著作隣接権を持っている本人や会社の許諾を得ること。また、著作権の使用に関する代金がかかる場合は、受託者が負担する。
- ・制作する動画については、必ず公社の確認をもって完成とする。（概ね2回程度の校正を行うも

のとする。)

オ 留意点

- ・プロモーション活動の課題解決や活動推進を検討している、もしくは興味を持っている都内中小企業の経営者や広報担当者などを対象に、当事業の支援企業の製品・技術・サービス等の魅力をわかりやすく伝える内容及び演出とする。(当事業の事業チラシ等は、別途支給する。)
- ・原則としてナレーションなしでもわかりやすく、限られた時間内でポイントを印象的に伝える。
- ・本仕様の内容について、支援企業等との調整などにより変更となる場合は、契約金額の範囲内において、変更内容に対応すること。
- ・19社の企業名については、契約締結後に公社から情報を提供する。

(2) 構成

ア 支援企業の紹介(支援対象企業19社、各社1本×19社分)

時間：各1分程度

イ インデックス 4種類、各1本

「支援企業紹介」

「ギフト・ショー出展企業」

「CEATEC出展企業」

「機械要素技術展出展企業」

時間：各15秒程度

4 提出物について

契約締結後速やかに、「3 委託内容」に記載された事項について、「映像制作企画書」及び「字コンテ」を各1案提出すること。

5 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 東京都における平成31・32年度物品買い入れ当競争入札参加有資格者で、営業種目が「115： 広告代理」又は「116： 映像等制作」のいずれかに登録があること。
- (2) 本委託業務に関し十分な知見とノウハウを有し、かつ、企業紹介用 web 動画制作の履行実績、テレビ番組及びCM制作経験を多数(10本以上)有し、多くの履行実績を有する者であること(実績の提示を求めた場合に応じられること)。
- (3) 会社更生法及び民事再生等による手続きをしていないこと。
- (4) 東京都暴力団排除条例(平成23年3月18日東京都条例第54号)に定める暴力団関係者または東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者(ただし、排除措置期間中に限る)でないこと。

6 履行（納品）場所

東京都港区海岸 1-7-1 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー 5F

（東京都立産業貿易センター浜松町館）

公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部 経営戦略課 販路開拓係

中小企業プロモーション支援事業担当

7 契約期間

契約締結日の翌日から令和 2 年 1 2 月 2 5 日まで

8 納品・検収

(1) 納品方法

①ア～キまでの通し

②19 社の動画を 1 社ずつ

①及び②を適切な CD-ROM やハードディスクブルーレイ ROM 等物理メディア及びデータで納品すること。データ形式は、MPEG-4・FLV の 2 種類とする。物理メディアで納品する際は、テプラを貼る等して中身をわかりやすくすること。

ア インデックス（支援企業紹介 19 社）

イ インデックス（ギフト・ショー出展企業）

ウ 支援企業の紹介（ギフト・ショー出展企業）

エ インデックス（CEATEC 出展企業）

オ 支援企業の紹介（CEATEC 出展企業）

カ インデックス（機械要素技術展出展企業）

キ 支援企業の紹介（機械要素技術展出展企業）

	物理メディア	データ
ア～キまでの通し	1 個納品	1 個納品
19 社	19 個納品（1 社につき 1 個）	19 個納品（1 社につき 1 個）

(2) 検収

本仕様書の委託内容に記載されている成果物について、公社による検収合格をもって納品すること。

(3) 納品期限

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

9 所有権・著作権等の帰属

受託者は、デザイン・レイアウト等の著作物に関するすべての著作権（著作権法第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物に関する原作者の権利）を含む）を、デザイン・レイアウト等の納品時に公社に譲渡すること。また、公社及び公社が指定した者に対し著作権者人格権を行使しないものとする。当該デザイン・レイアウト等は、国内外における第三者の産業財産権、著作権、不正競争防止法及びその他の関係法令に抵触しないこと。

なお、上記譲渡及び不行使の対価は契約金額含まれる。

10 再委託の取り扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により公社の承認を得たときにはこの限りではない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

11 契約事項の遵守・守秘義務

- (1) 本契約業務の実施にあたっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。
- (2) 本契約業務の履行により知り得た個人情報は公社の保有個人情報であり、その取扱いについては、別紙1「個人情報及び機密情報に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

12 暴力団等排除に関する特約事項

暴力団等排除に関する特約事項については、別紙2に定めるところによる。

13 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）の指定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

14 支払条件

履行確認後、適法な請求書を提出した日から30日以内とする。

15 その他

- (1) この仕様書の解釈に疑義が生じた場合には、その都度、公社と協議し定めることとする。
- (2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。

16 担当部署

東京都港区海岸1-7-1 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー5F

（東京都立産業貿易センター浜松町館）

公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部 経営戦略課 販路開拓係

中小企業プロモーション支援事業担当